予算の公表について（公告）

令和３年７月５日新潟県議会において議決された令和３年度新潟県一般会計補正予算の要領は、次のとおりである。

令和３年７月16日

新潟県知事　　花　角　　英　世

令和３年度新潟県一般会計補正予算

令和３年度新潟県一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14,983,917千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,432,696,905千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第２条　地方債の変更は、「第２表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

１　歳　　入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
第９款　国庫支出金		170,199,207	12,757,164	182,956,371
	第１項　国庫負担金	27,643,487	363,664	28,007,151
	第２項　国庫補助金	139,139,562	12,393,500	151,533,062
第11款　寄附金		394,145	2,000	396,145
	第１項　寄附金	394,145	2,000	396,145
第12款　繰入金		17,726,610	300,000	18,026,610
	第２項　基金繰入金	13,984,531	300,000	14,284,531
第13款　諸収入		319,485,136	1,345,753	320,830,889
	第６項　収益事業収入	2,252,784	70,171	2,322,955
	第８項　雑入	5,867,149	1,275,582	7,142,731
第14款　県債		249,939,000	579,000	250,518,000
	第１項　県債	249,939,000	579,000	250,518,000
歳入合計		**1,417,712,988**	**14,983,917**	**1,432,696,905**

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
第2款 総務費		千円 27,708,107	千円 2,000	千円 27,710,107
	第1項 政策費	6,495,199	2,000	6,497,199
第3款 県民生活・環境費		8,023,874	74,901	8,098,775
	第1項 県民生活管理費	3,789,147	74,901	3,864,048
第4款 福祉保健費		193,140,482	7,095,853	200,236,335
	第1項 福祉保健費	22,989,215	80,947	23,070,162
	第3項 地域医療政策費	8,282,997	688,022	8,971,019
	第4項 医師・看護職員確保対策費	1,753,390	37,436	1,790,826
	第5項 高齢福祉保健費	41,493,195	13,431	41,506,626
	第6項 健康対策費	5,212,439	3,427	5,215,866
	第7項 生活衛生費	4,196,207	198,748	4,394,955
	第9項 子ども家庭費	22,902,172	10,631	22,912,803
	第10項 感染症対策費	21,008,743	6,063,211	27,071,954
第6款 産業費		321,633,795	6,256,243	327,890,038
	第1項 産業政策費	5,639,831	2,335,237	7,975,068
	第2項 地域産業振興費	295,667,947	450,606	296,118,553
	第5項 観光費	6,537,449	3,470,400	10,007,849

第7款 農林水産業費		64,958,519	1,356,206	66,314,725
	第3項 農産園芸費	1,695,481	5,264	1,700,745
	第8項 林業費	10,902,312	1,350,942	12,253,254
第11款 災害復旧費		7,743,086	198,714	7,941,800
	第1項 農林水産施設災害復旧費	2,959,987	198,714	3,158,701
歳出合計		**1,417,712,988**	**14,983,917**	**1,432,696,905**

第2表　地方債補正

1　変　　更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
	千円				千円			
治山事業費	1,933,000	普通貸借又は債券発行（他の地方公共団体との共同発行を含む。なお、発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする。）	年9パーセント以内	借入れの年から据置期間を含み30年以内に元利均等若しくは元金均等若しくは元金不均等の方法により毎年度1期若しくは2期に償還し、又は一括払いの方法により満期に償還する。ただし、財政の都合により据置期間中であつても繰上償還し、償還年限を短縮し、又は低利債に借り換えることができる。	2,389,000	補正前に同じ		
災害復旧事業費	2,272,000				2,343,000			
行政改革推進債	5,266,000				5,318,000			
合計	**249,939,000**				**250,518,000**			